苦情申し立に係る回答書

令和7年9月２日

東海建装株式会社

代表取締役　下川　賢吾　様

福岡県建築都市部建築都市総務課長

令和7年8月22日付けで申立があった不服事項等については、次のとおり回答します。

|  |  |
| --- | --- |
| 工事名 | 北九州勤労青少年文化センター便所改修工事 |
| 申立事項への説明 | ・本工事は、「福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱」（以下、要綱という。）によりＣ等級（４５００万円未満）の「建築工事」であり、令和７年度建設工事競争入札参加資格者名簿に登載された「建築工事業者」のうち、下記の方法により １２者を選定した。1. 工事箇所である小倉北区内の指名可能なＣ等級業者を選定。（３者）
2. 北九州市東部（小倉南区、門司区）のＣ等級業者を選定。（３者）
3. 指名可能な小倉北区内のＢ等級業者のうち、完工高を考慮のうえ、

要綱に基づく資格審査による総合数値が下位のものから選定。（６者）・なお、貴社はＢ等級業者に該当しておりますが、上記③の者より総合数値が上位であったため、選定対象に含まれませんでした。 |

本回答書に異議がある場合は、再苦情の申立を行うことができます。

　再苦情の申立は、本回答を通知した日の翌日から起算して7日（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例23号）第1条に規定する休日を除く。）以内に再苦情申立書により行うことができます。

　再苦情申立書には、申立者の指名及び住所、申立の対象となる工事名、本回答書に対し不服のある事項並びに不服の根拠となる事項について記載してください。

　再苦情に対する回答は、別に審査する福岡県入札審議委員会の議事を踏まえた上で、その委員会からの報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に行います。